

利用できる子ども

対象児童(次の全ての条件を満たす子ども)

- 津市内に居住する生後57日目から小学6年生までの子ども
 - 病期中(入院治療を要しない場合に限る)や病気回復期の子ども
 - 保護者の仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない理由で家庭での保育が困難な子ども
- ※保育所などに通っていない場合でも、条件を満たす場合は利用できます。

対象疾患

- 感冒、感染性胃腸炎など、子どもが日常かかる病気
- 麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜなどの感染症
- 気管支ぜんそくなどの慢性疾患
- 外傷、やけどなどの外科的疾患
- その他、医師が利用可能と判断した病気



利用までの流れ

利用できる期間は原則として最長7日間です。ただし、医師の判断により必要と認められる場合は延長できます。

① 事前登録

事前登録を施設ごとにする必要があります。利用施設で「利用登録申請書」に必要事項を記入・押印し、登録手続きをしてください。

登録に必要なもの

印鑑、健康保険証、福祉医療費受給資格証(持っている人)、母子健康手帳、登録料1,000円

子どもが発病!

病気が回復してきたら

津病児デイケアルーム「ひまわり」

津病後児保育室「HUG」

② 利用予約

事前に施設(☎229-8808)または熱田小児科クリニック(☎225-7100)に電話で空き状況を確認し、予約してください。
※医師連絡票は、基本的には必要ありません。



② 利用予約

事前に施設(☎254-6080)に電話で空き状況を確認し、予約してください。

③ かかりつけ医師を受診

利用日の前日または当日に、かかりつけ医師に「医師連絡票」を記入してもらってください。
かかりつけ医師が「病気の回復期である」と判断した場合のみ利用できます。

③ 利用日当日

熱田小児科クリニックの窓口へお越しください。担当医師が診察により利用の決定をします。
(2日目以降の利用についても同様)



④ 利用日当日

HUGの窓口へお越しください。担当看護師が医師連絡票と視診により利用を決定します。

- 利用日当日、「病児・病後児保育利用申請書」に必要事項を記入・押印し、利用申し込みをしてください。
- 子どものお迎えの際に、利用料などを施設に支払ってください。
- 利用期間中に症状が変化し、診療を受けた場合は保険診療による実費となります。
- 医師連絡票の記入には、費用が発生します。



必要な書類は各実施施設、子育て推進課、各総合支所市民福祉課(福祉課)にある他、津市ホームページからもダウンロードできます。

HP 津市病児・病後児保育 検索